

第2次 太子町人権行政基本方針 及び推進プラン(概要版)

令和3年度～令和12年度



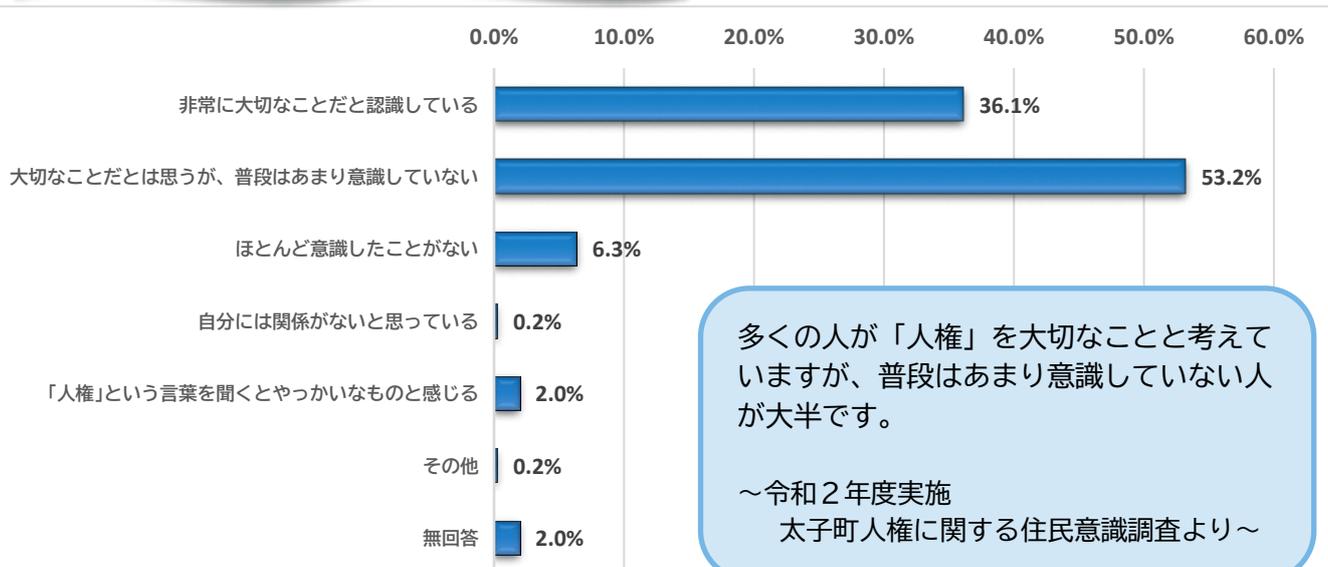
令和3年3月
大阪府 太子町



“人権”ってなんだろう？

私たち一人ひとりが、かけがえのない大切な存在として、幸せに生きていけるように、すべての人が持っている権利です。

あなたは「人権」についてどのように意識していますか？



人権尊重ということ

自分自身の人権を大切にすること、そして同じように他の人の人権も大切にすることです。



ともに生きるということ

人にはそれぞれ、違い＝「個性」があります。その違いを知り、理解することで、お互いの人権を尊重し合う。それが「ともに生きる社会」です。



個性が輝くということ

一人ひとりが自分の意志や希望を表現し、個性を活かして多様な生き方ができることです。

こんなふうに思ったこと、ありませんか…？

普段の何気ない日常生活のなかに私たちの“人権”があります。



「子どものくせに…」

子どもの個性や自主性、人格を否定
するような言動を行っていませんか？

「親の世話・介護、子育て、家事」

⇒「女性の仕事」

と決めつけていませんか？

「障がいのある人は社会参加
が制限されても仕方がない」

と思いますか？

「高齢者をじゃま者扱い」

したこと、されたことはありませんか？

「どこの人？」

子どもや孫の結婚相手を
「出身地」で判断しますか？



身のまわりにある偏見や差別に気づくこと、想像してみるのが大切です。

すべての人の人権が守られるまちをめざして、太子町では、次のように人権行政基本方針に基本理念などをまとめ、人権行政推進プランをもとに取り組んでいきます。

人権行政基本方針

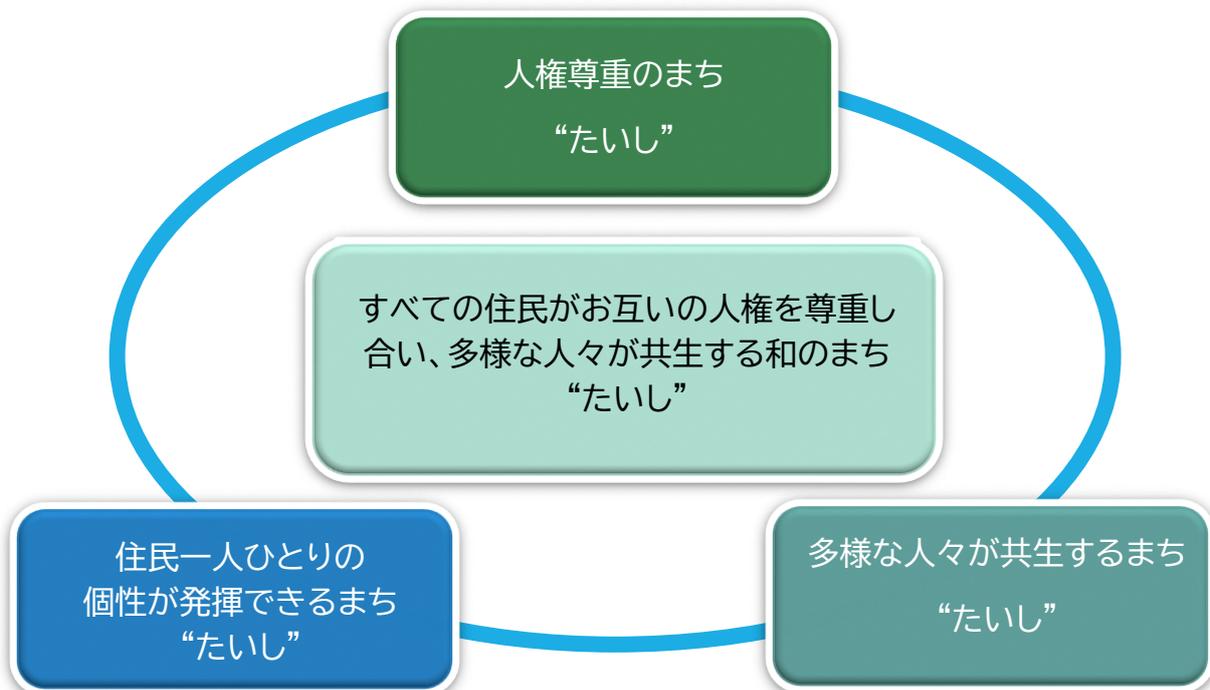
計画の位置づけと期間

第5次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の基礎となるものが第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランです。



基本理念と基本方針

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”を基本理念として、次の3つの基本方針を掲げます。それらは相互に関連し、住民・事業者・行政が協働して人権行政を推進します。



人権行政推進プラン

施策の基本方向

人権施策を進めるにあたって、次の6つの基本方向を定めます。

人権教育・啓発の推進

- 住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することができるように、あらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

情報の収集・提供機能の充実

- 住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

相談体制の充実

- 多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図り、適切な相談支援が提供されるよう横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

人権リーダーの養成

- 人権啓発団体として活動している太子町人権協会との連携を強化し、地域における人権問題と向き合う人材の養成に取り組みます。

住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援

- 住民の交流と相互理解のための活動を支援するとともに、NPO法人や事業者においても人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

協働の取組とネットワークの推進

- 住民・各団体・事業者と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

人権課題への取組

あなたや、あなたの周りの人の人権が守られていないと感じたことはありませんか？

人権行政推進プランでは、次の主な人権課題について取り組みます。



1. 子どもの人権

- ・子ども自身が権利の主体として、学びと育ちが保障される環境や教育の充実
- ・いじめや体罰、虐待など、子どもに対する人権侵害への対策強化
- ・子育て相談、支援体制の充実と地域ネットワークづくり

2. 女性の人権

- ・あらゆる分野における女性の活躍推進と、男女共同参画社会の実現
- ・女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくり
- ・女性へのセクシュアル・ハラスメントやDVなどに対応する相談体制の充実

3. 障がいのある人の人権

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育と啓発
- ・障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止
- ・ともに学び、ともに育つ教育（インクルーシブ教育）の推進

4. 高齢者の人権

- ・高齢者が、住み慣れた地域や家庭で、生き生きと暮らせるまちづくりの推進
- ・相談しやすい環境の整備と情報提供機能の充実
- ・高齢者の虐待防止の体制整備や、孤立防止の見守り活動の強化

5. 同和問題（部落差別）

- ・同和問題の認識を深める学校教育と、部落差別を許さない意識啓発
- ・同和問題を知る機会の提供と、正しい理解を広める啓発活動
- ・庁内における人権相談窓口の充実及び関係機関との連携

6. 外国人の人権

- ・外国の人々の生活や文化に関する体験学習などを通じた多文化教育の推進
- ・外国人に対する偏見や差別の解消に向けた教育・啓発活動

7. 職場などにおけるハラスメント

- ・あらゆるハラスメントを根絶するための啓発・広報活動
- ・対等な職場環境づくりと職場内での相談体制充実

8. インターネット上の人権侵害

- ・インターネットの正しい利活用に関する教育と啓発
- ・インターネット上の人権侵害に対応する関係機関との連携

9. 性的マイノリティへの人権侵害

- ・性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きられるまちづくりの推進
- ・性的マイノリティへの理解促進と、偏見や差別をなくす啓発活動

10. 感染症に起因する人権侵害

- ・ハンセン病回復者、HIV感染者、新型コロナウイルス感染者などに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動と相談窓口の充実

11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

- ・誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康に暮らせるまちづくりの推進
- ・自殺防止の教育・啓発と、自殺未遂者や自死遺族への支援体制の充実

12. その他の様々な人権課題

- ・刑を終えて出所した人、犯罪被害者、引きこもり、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題、職業に対する偏見や差別など、あらゆる人権課題への取組



どこに相談すればいいのか、わからない時は… /
 かくしゆそうだんまどぐち あんない
各種相談窓口のご案内

たいしちようやくばない そうだんまどぐち
太子町役場内の相談窓口

たいしちようやくば だいひよう
 太子町役場 (代表) ☎ 0721-98-0300

- じんけんけいはつ だんじよきようどうさんかく かん じんけんけいはつ じんけんか
 人権啓発、男女共同参画に関する事 …… 住民人権課 ☎ 98-5515
- じんけんそうだん はいぐうしゃぼうりよく かん じんけんけいはつ じんけんか
 人権相談、配偶者暴力に関する事 …… 住民人権課 ☎ 98-5515
- こよう かん かんこうさんぎようか
 雇用に関する事 …… 観光産業課 ☎ 98-5521
- かじ いくじ おやかてい しえん かん こそだ しえんか
 家事、育児、ひとり親家庭の支援に関する事 …… 子育て支援課 ☎ 98-5596
- かいご こうれいしゃ じりつせいかつ しえん かん ふくしかいごか
 介護、高齢者の自立生活の支援に関する事 …… 福祉介護課 ☎ 98-5519
- しょう しょう かん ふくしかいごか
 障がいのある人への支援に関する事 …… 福祉介護課 ☎ 98-5519
- にんしん しゅっさん いくじ かん いきいき けんこうか
 妊娠・出産・育児に関する事 …… いきいき健康課 ☎ 98-5520
- けんこう かん いきいき けんこうか
 健康づくりに関する事 …… いきいき健康課 ☎ 98-5520
- がっこうきよういく かん きよういく そうむか
 学校教育に関する事 …… 教育総務課 ☎ 98-5533
- しょうがいがくしゅう しえん かん しょうがいがくしゅうか
 生涯学習の支援に関する事 …… 生涯学習課 ☎ 98-5534

じんけん かん かくしゆそうだんまどぐち
人権に関する各種相談窓口

- みんなの人権110番
 電話番号：0570-003-110 (最寄りの法務局につながります)
 相談日時：平日 8時30分から17時15分
- 子どもの人権110番
 電話番号：0120-007-110 (全国共通・通話料無料)
 相談日時：平日 8時30分から17時15分
- 女性の人権ホットライン
 電話番号：0570-070-810 (全国共通)
 相談日時：平日 8時30分から17時15分
- 外国語人権相談ダイヤル
 電話番号：0570-090-911 (全国共通)
 相談日時：平日 9時から17時
 対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、
 ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(概要版) 令和3年3月
 発行 太子町 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地